

●香川県監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成20年9月2日

香川県監査委員 平木 享
同 水本 勝 規
同 鍋嶋 明 人
同 野田 峻 司

- 1 監査対象部局 商工労働部
2 監査対象年度 平成19年度
3 措置の状況

項目	監査結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	企業との共同研究契約に伴う研究費分担金の受入手続において、契約締結日より前に研究費受入れの納入通知書を発行していたが、関係書類等を十分確認の上、契約の締結後、納入通知書を発行する必要がある。（産業技術センター）	企業との共同研究契約の締結を確認してから、納入通知書を発行する。